

町名地番変更に関する手続等について

1 はじめに

皆さんがお住まいになっている地域は、上尾都市計画事業伊奈特定土地区画整理事業の換地処分に伴い、平成22年7月17日から新しい町名及び地番になります。

このため、この区域にお住まいの方及び事務所等を設置している法人や会社等におかれましては、住所や所在地等、関連する事項の変更手続が必要となるものがあります。

そこで、住所等がどのように変更になり、どのような手続が必要になるのかなどを簡単にお知らせいたします。

2 実施後の表示の仕方について

皆さまの住所（所在地）・本籍や土地・建物の所在が新しい表し方になります。

①新しい住所（所在地）の表し方（例）

住 所 (所在地)	実施前	埼玉県北足立郡伊奈町大字大針 ○○番地○
	実施後	埼玉県北足立郡伊奈町学園一丁目 □□番地□

※2筆以上の土地にまたがる場所に家屋がある方については、主要建物の1階部分の床面積が大きい土地の地番が新しい住所となります。

※現在マンション、アパート等にお住まいの方は、その名称、棟番号、室番号等の変更はございません。

②新しい本籍の表し方（例）

本 籍	実施前	埼玉県北足立郡伊奈町大字大針 ○○番地○
	実施後	埼玉県北足立郡伊奈町学園一丁目 □□番地□

※現在、本籍を区画整理地内に置いている方は、町が新しい本籍に変更いたします。実施前の住所と本籍が同じ方は、実施後の本籍も住所と同じになります。

※本籍を区画整理地以外に置いている方は、変更はございません。

※なお、本籍が変更になる方へは、別に通知させていただきます。

③不動産の所在の表し方（例）

土地	実施前		埼玉県北足立郡伊奈町大字大針字△△ ○○番○
	実施後		埼玉県北足立郡伊奈町学園一丁目 □□番□
建物	実施前	所在	埼玉県北足立郡伊奈町大字大針字△△ ○○番○
		家屋番号	○○番○
	実施後	所在	埼玉県北足立郡伊奈町学園一丁目 □□番□
		家屋番号	□□番□

※建物については、登記されているもののみがその対象となります。

※建物が2筆以上の土地の上に存在する場合の新しい家屋番号は、主要建物の1階部分の床面積が大きい土地の地番となります。

※同じ土地の上に建物が2つ以上存在する場合の新しい家屋番号は、建物ごとに整理番号がつきます。

3 郵便番号の変更について

新たな町名、地番になることに伴い、次のとおり新たに郵便番号が設定されます。

町 名	郵便番号
西小針一丁目～七丁目	362-0811
内宿台一丁目～六丁目	362-0812
学園一丁目～四丁目	362-0813

4 変更手続きについて

①町役場及び登記所が書き換える公簿類

公簿名	変更欄	説明
住民基本台帳(住民票)	住所欄	町が新しい住所に書き換えます。 (住民課)
外国人登録原票		
印鑑登録原票		
選挙人名簿		町が新しい住所に書き換えます。 (選挙管理委員会)
戸籍簿	本籍欄	町が新しい本籍に書き換えます。 (住民課)
土地登記簿	表題部の 所在地番 家屋番号	地区内は、土地区画整理施行者(埼玉県)が法務局(登記所)へ申請し、表題部を書き換えます。ただし、権利部(所有者の住所等)は、本人の申請があるまで変わりません。
建物登記簿		

②主に皆さんがご自身で変更の手続きをしていただくもの

(住所変更の各種手続きは、7月20日以降にお願いいたします。)

(こういうことは) 件名	(だれが) 該当者	(どこへ) 申請先・届け先	(何を持って) 必要書類等
			(いつまで) 手続期限
住民基本台帳カードの住所変更	顔写真、住所、氏名、性別、生年月日が記載されている左記カードをお持ちの方	町住民課住民係 Tel 721-2111 (内2112)	住民基本台帳カード
電子証明書の住所変更 (e-TAX利用者など)	住民基本台帳カードをお持ちの方で電子証明書の交付を受けた方		※速やかに変更手続きをしてください

(こういうことは) 件名	(だれが) 該当者	(どこへ) 申請先・届け先	(何を持って) 必要書類等
			(いつまで) 手続期限
外国人登録証明書(カード)の住所変更	左記カードをお持ちの方	町住民課住民係 Tel 721-2111 (内 2112)	外国人登録証明書(カード)
			※住所変更の他に役場に来庁の際に手続をしてください。
身体障害者手帳及び療育手帳の住所変更	左記手帳をお持ちの方	町福祉課障害者福祉係 Tel 721-2111(内 2122)	①手帳 ②印鑑
			※速やかに変更手続をしてください。
精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療(精神通院)受給者証の住所変更	左記手帳、証書をお持ちの方	町福祉課障害者福祉係 Tel 721-2111(内 2122)	手帳又は証書
			※速やかに変更手続をしてください。
原動機付自転車及び小型特殊自動車の住所変更	保険等により、新しい住所が記載された標識交付証明書が必要な方	町税務課町民税係 Tel 721-2111 (内 2152)	①標識交付証明書 ②変更証明書 ③印鑑
			※必要に応じて変更手続をしてください。
自動車運転免許証の住所変更及び本籍変更	運転免許証をお持ちの方で、今回の地番変更区域内に住所又は本籍を有する方	上尾警察署交通課免許係 上尾市本町 5-1-1 Tel 048-773-0110 又は 運転免許センター 鴻巣市鴻巣 405-4 Tel 048-543-2001	・現住所の変更 ①変更証明書 ②免許証 ・本籍の変更 ①変更証明書 ②免許証
			※速やかに変更手続をしてください。
自動車検査証の住所変更	自動車(小型、普通、大型)、軽二輪自動車及び自動二輪車(251cc以上)を所有している方	関東運輸局埼玉運輸支局 さいたま市西区大字中釘 2154-2 Tel 050-5540-2026 (サービスコード 026)	①自動車検査証 ②変更証明書 ③印鑑
			※速やかに変更手続をしてください。
軽自動車検査証の住所変更	軽自動車を所有している方	軽自動車検査協会 埼玉事務所 上尾市大字平方領領家字 前 505-1 Tel 048-725-2626	①自動車検査証 ②変更証明書 ③印鑑
			※速やかに変更手続をしてください。

(こういうことは) 件名	(だれが) 該当者	(どこへ) 申請先・届け先	(何を持って) 必要書類等
			(いつまで) 手続期限
国民年金・厚生年金受給者の住所変更	左記年金を受給している方	大宮年金事務所 さいたま市北区宮原町 4-19-9 Tel 048-652-3399	大宮年金事務所で手続き又は年金受給権者住所変更届(はがき)を郵送してください。 ※年金受給権者住所変更届(はがき)は、町住民課国民年金係にあります。
共済年金受給者の住所変更	左記年金を受給している方	個々の共済組合に確認してください。	
厚生年金・共済組合加入者の住所変更	左記年金に加入している方	勤務先および個々の共済組合に確認してください。	
土地・建物等不動産所有者(権利部)の表示変更登記(注1)	今回の地番変更区域内に住所がある方で、土地・建物を登記している方	さいたま地方法務局 上尾出張所 上尾市大字西門前 753-1 Tel 048-771-0239 又は 土地・建物等の所在地を管轄する各法務局	① 登記申請書(注2) ② 変更証明書 ③ 印鑑(認印) ④ 委任状(委任する場合) ※必要なときに申請して下さい。
会社等の法人の本店(主たる事務所)、支店(従たる事務所)及び代表者等の住所変更	今回の地番変更区域内で左欄の登記をしている会社等法人の代表者	さいたま地方法務局 上尾出張所 上尾市大字西門前 753-1 Tel 048-771-0239 又は 本店、支店の所在地を管轄する各法務局	① 登記申請書(注2) ② 変更通知書(証明書) ③ 印鑑(届出印) ④ 委任状(委任する場合) ※法定期間内に申請して下さい。 本店は2週間以内 支店は3週間以内 (この期間経過後に申請しても受理されます)

(こういうことは) 件名	(だれが) 該当者	(どこへ) 申請先・届け先	(何を持って) 必要書類等
			(いつまで) 手続期限
法人の所在地 変更	今回の地番変更区域 内で事務所・事業所 を設けている法人	(法人県民税) 上尾県税事務所 課税第一担当 上尾市大字南 239-1 Tel 048-772-7140	①法人等の名所変更等の報告書 ②変更通知書(証明書) (又は登記事項証明書) ③法人の代表者印 ※法定期間内(10日以内)に 申請して下さい。 {この期間経過後に申請しても 受理されます}
		(法人町民税) 町税務課町民税係 Tel 721-2111(内2152)	①法人異動届出書 ②変更通知書(証明書) (又は登記事項証明書) ③法人の代表者印 ※速やかに変更手続をしてくだ さい。
食品営業許可証 の住所変更	左記許可証をお持ち の方	鴻巣保健所 鴻巣市東 4-5-10 Tel 048-541-0244	①変更届(保健所にあります) ②営業許可証 ※必要に応じて変更手続をして ください。

(注1) 区画整理区域内の土地・建物は、土地区画整理施行者(埼玉県)が換地処分後に法務局(登記所)へ申請して、法務局が表題部を書き換えます。その作業については5か月程度かかることを予定しているため、権利部である所有者の表示変更登記に関する申請は、表題部の書き換えが終了する予定の平成23年1月4日以降にお願いします。

詳しくは各管轄法務局にご確認ください。

(注2) 土地建物等不動産所有者の表示変更登記や法人の本店、支店及び代表者等の住所変更の手続に必要な登記申請書などは、町ホームページ又は法務局のホームページからダウンロードすることができますので、ご活用ください。

■伊奈町ホームページ

<http://www.town.saitama-ina.lg.jp/>

■法務局ホームページ

<http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/static/>

※住所変更の手続きについては、まず、身分証明として使われることの多い「自動車運転免許証」などの住所変更後に、他の手続きをされた方が円滑に手続きを進めることができます。

なお、以下の手続きについては、町の担当が所要の手続きを行いますので、住所変更の手続きは不要です。

主 な 手 続 き	担 当
国民年金加入者の住所変更	町住民課国民年金係
国民健康保険被保険者証の住所変更	町住民課国民健康保険係
後期高齢者医療被保険者証の住所変更 乳幼児医療費受給者証の住所変更 ひとり親家庭等医療費受給者証の住所変更 重度心身障害者医療費受給者証の住所変更	町福祉課医療係
介護保険被保険者証の住所変更 介護保険負担限度額認定証の住所変更 介護保険利用者負担額減額認定証の住所変更	町福祉課介護保険管理係
児童扶養手当証書の住所変更	町福祉課児童係
特別児童扶養手当証書の住所変更 障害福祉サービス受給者証の住所変更 療養介護医療受給者証の住所変更 自立支援医療(更生医療)受給者証の住所変更 地域生活支援事業受給者証の住所変更 心身障害者生活サポート事業利用者票の住所変更	町福祉課障害福祉係
畜犬登録原簿の住所変更	町環境対策課環境対策係

ここには、主な手続きを掲載しておりますが、この他にも法令等により認可証、許可証、免許証及び登録証などで住所変更の届出を要するものや、勤務先、学校などへの手続きが必要な方は、ご自身によりそれぞれ所定の手続きを行ってください。

また、その他詳細につきましては、各関係機関にお問い合わせください。

5 町名地番変更証明書について

皆様ご自身により、住所変更の手続きをしていただくための証明書です。実施日現在で区域内に住民登録をしている世帯主あてに証明書をお送りいたします。また、平成22年7月20日（火）以降に伊奈町役場住民課及び県民活動総合センター出張所、ふれあい活動センター出張所においても本人又は世帯員の証明書を無料で発行します。ただし、申請は、同一世帯員からのみお受けいたします。

※今回同封いたしました町名地番変更通知書は、住所変更等の手続きに関する証明書にはなりませんので、ご注意ください。また、町名地番変更証明書は、換地処分により町名及び地番が変更になったことの証明であり、居住を証明するものではありません。

6 法人の所在地変更通知書（証明書）について

法人におかれましては、法人に関する住所変更等の手続きをしていただくために、所在地変更通知書を3部同封いたしました。同通知書は、町名地番変更後に証明書として活用することができます。

なお、証明書は平成22年7月20日（火）から平成22年12月28日（火）まで、伊奈町役場税務課において当該所在地の法人の方を対象に無料で発行します。

7 その他

（1）行政区域について

町名地番変更によって行政区域が変わることはありません。

（2）通学区域について

町名地番変更によって通学区域が変わることはありません。